

平成28年 6月11日

質問書に対する回答

東村山学童保育連絡協議会
会長 青木 宏二郎 様

東村山市子ども家庭部
部長 野口 浩詞

1、児童クラブ職員について

(1)民営化後の職員について、現職の職員の方が、民営化後も民間企業に転籍する形で継続雇用を希望される場合、優先して採用することを企業選定の条件として頂けないでしょうか？ 希望される方がいるかどうか不明ですが、現職の方が少しでも残って頂けるのであれば、引継ぎの不備による混乱も軽減できるのではないかと考えます。

回答：児童・保護者に不安を与えないように、引き継ぎ合同保育をしっかりと行い、職員で新たな事業者へ転職の希望があれば採用をしていただくお願いを事業者にしてまいります。

(2)児童クラブに携わる職員（雇用）の確保が困難な状況といわれるが、延長保育という利用者の要望に沿うために配置する、職員の雇用条件や待遇の見直しをすることは、公設公営でそんなに難しくできないことなのか。

回答：嘱託職員の処遇については、人事案件となることから見直しは難しいところであります。

(3)職員の総入れ替わりは子供にも影響があると思う。嘱託職員やパート職員は民営化になっても残れるのか。また、残れない場合、経過措置として1名ずつの交代等をお願いしたいがどうか。

回答：児童に不安がないように、引き継ぎ合同保育をしっかりと行います。また、職員（臨時職員を含む）で新たな事業者へ転職の希望があれば採用をしていただくようお願いを事業者にしてまいります。

(4)慣れた職員の方が新年度から全くいなくなってしまうと、不安になる子どももいるかと思うので、元々の職員の方も全員でなくとも何人かは引き続きいられる形での態勢にして頂きたいがそのあたりはどのような形になるのか知りたい。

回答：引き継ぎについては3月の1ヶ月をかけて行うこととしております。また、第1野火止児童クラブの職員は、公営の職員として残ることからも、連携をとりながら保育にあたっていくことを考えております。

(5)民営化すると、職員の経験が浅い、入れ替わりが激しい、正規職員がいない、等の事が

懸念される。その点についての不安に答える対応は考えているのか。

回答：事業者には指導員経験のある常勤社員の配置も求めていきたいと考えております。
また、配置される社員に対しては、厚生労働省令で定められております放課後児童支援員認定資格研修の受講を求めるなどを考えております。

(6)職員の待遇が改善されるとは思えない。改善されると考えるならばその根拠は何か。

回答：職員の待遇改善のための民営化ではありません。

(7)職員が集まらないのは、学童だけか？保育園はどうなのか。また正規職員の補充は保育園なども行っていないのか。

回答：嘱託職員の募集職種、募集時期なども関係し一概には申し上げられませんが、平成27年4月には、7名の欠員が生じ、平成28年4月では1名の欠員が生じております。
保育園では、平成28年度正規職員（保育士）の採用をいたしました。

(8)正規職員以外の職員を指定管理先で任用も可能とあります。正規職員を新規採用せず、嘱託職員の確保が難しいという報告がある中で指定管理先に嘱託職員を任用された場合、また職員の不足が発生するのではないのでしょうか。今後の、嘱託職員の確保について改善案はありますか

回答：嘱託職員に欠員が生じた場合は、現状のルールの中での対応となります。また、第2野火止児童クラブが民営化された場合は、その職員枠は無くなることから、指定管理先での嘱託職員の任用が、嘱託職員の不足に直接つながるものとは考えておりません。

(9)民営化での指導員の質の問題

公設公営の指導員さんには、市の職員でありまた保育を担当する指導員であるという、誇りとプライドがあり、責任をもって指導してくれていると思います。しかし、民間で採用された教職員の免許を持った人でも、就職、退社は当然自由であり、結婚、夫の転勤、転職など、職員がコロコロ変わってしまうリスクが大きく、児童には見守ってくれている第2のお母さんのような存在には成り得ないと思います。そこまで要求するのも過剰であるとは思いますが、児童にとっても保護者にとっても、指導員長さんみたいなものが常にいるということは、とても心強く安心できています。

昨今、保育者、介護者の待遇見直しが問題となっていますが、それは多数の民営化事業が安い給料で雇っているからであり、今後は給料を上げる⇒保育料/介護料を上げるという流れになるかと思います。

児童課の指導員さん東村山市の正規職員という事で、当然のお給料をもらっているのだと思いますが、それは指導員として妥当である給料であり、そこに市が給料を払いたくないと考えるのはナンセンスです。

指導員さんの仕事内容を市はどれくらい重要であると考えているのでしょうか。察するに軽視しているように思います。

市の職員として、安易に退職も考えることのない、責任とプライドのある正規職員さんだからこそ質の高い保育と指導ができるんだと思っていますが市としてはどう考えているのか。

回答：平成 28 年 5 月 14 日の東村山学童保育連絡協議会主催の懇談会で市長が説明いたしました。市の方針として児童クラブの正規職員の不補充としております。児童クラブ職員を軽視していることはありません。公営・民営で保育に差が出ないよう同様の保育を提供できるよう事業者に要請してまいります。

(10)突然の職員の切り替えなどはないのでしょうか。

回答：(3)(4)の回答のとおりです。

(11)「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン(案)」に対するパブリックコメントの意見38と、それに対して、「1日は嘱託職員だけで運営する状態」「補充されるのは正規職員ではなく嘱託職員だけ」「現状では週に1日、また長期休暇期間においては1日のうち数時間、正規職員不在の状態」という職員体制については、「学保連との協議を経て今後嘱託職員化や民営化に賛成し、東村山市が運営体制を変える場合、改めて見直されるべきだと考えています。」との検討結果があります。今回の民営化の検討にあたり、このような現状追認の職員状態を、民営化前に見直す必要があると考えます。見直しの協議時期を教えてください。

回答：事業者に対しては、常勤の社員の配置も求めていきたいと考えております。また、現状、児童クラブの正規職員について退職者が出た場合は、正規職員での補充は行っておらず、このままの状況が続いてしまうと、嘱託職員のみでの運営になってしまうことから、民間活力を導入して対応していきたいと考えております。

2、ガイドラインについて

(1)ガイドラインについても民営化したら守られるか心配。守られるといえる根拠は何か。

回答：東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン(以下：ガイドラインとする)の遵守については事業者に求めていくこととなります。地方自治法244条の2において、指定管理者に対しては必要な指示をすることができるとなっておりますことから、ガイドラインの順守を求めることは可能であると考えております。

(2)、ガイドラインを必ず守らせる、ということは強制できるのか。

回答：上記同様

(3)ガイドラインの利用方法

懇談会でも質問にあったように、公設公営を前提として制定されたガイドラインをそのまま民営化に転用されていいものか疑問が残る。また、その事実を知らない人が大多数であることを前回の懇談会で知ることが出来ました。現状のガイドラインでは何が不都

合で、何が平行採用でいいのかをきちんと見極め、事業者を決めるまでに民営化を含めたガイドラインの見直しをすることが急務であると感じます。見直しについてはどうかんがえているのか。

回答：懇談会で市長が申し上げましたが、市としては民間でも適用できる作りをしたという認識であります、しかし、修正が必要な部分については皆さまからもご指摘いただき検討してまいりたいと考えております。

3、引継ぎについて

(1)公営⇒民営への切り替えについて、他自治体で、十分な引継ぎが行われないうまま、民営化の日に職員が全員切り替わったため、大混乱に陥ったケースがあったと聞いております。引継ぎに十分な期間を設けて頂きたいのと、民営化後、1カ月程度、現職の職員の方が残り、引継ぎに問題ないことを確認した上で、正式に民間に引き渡すような引継ぎ手順として頂きたいです。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

回答：1ページの(3)(4)のとおりです。

(2)現職員には引き継がれてきた保育や保護者会とのイベントも含めたノウハウがある。これらの引継ぎなどはどうなるのか。1か月ではそれらの引継ぎはできないのではないのか。そのあたり、市としては何か考えがあるのか。

回答：おっしゃるとおり、東村山市の児童クラブの保育のノウハウは東村山市がもっています。しかしながら、事業者の選定の際には、他市での保育実績なども求めていきたいと考えておりますことから、事業者のノウハウも生かしながらより良い保育ができればと考えております。

(3)指定管理者への引き継ぎ、合同保育が3月となっており4月からは指定管理者での運営となっているようですが、新入生の1年生が入ってくる時期でもあり。児童も落ち着かない時期に引き継ぎは難しいと考えますがいかがでしょうか。また、建物も新築であり、建屋の危険箇所などの把握が難しいと考えますが具体的な対応策はあるのでしょうか。

回答：改築が終了次第、公営による保育を第2野火止児童クラブで実施することになります。3月には事業者との合同保育による引き継ぎを行う予定としており、公・民両方の目で、建物について注意すべき部分など確認して行ければと考えております。

(4)民営化引き継ぎ期間

民営化への引き継ぎが現状1か月しかない計画のようですが、あまりにも短すぎると思う。児童クラブの公設公営から民営化への変化は事業の事務引き継ぎではないと考える。人が伴っています。児童ひとりひとりの引き継ぎが1か月で行えるとは思えない。引継ぎ期間を延ばすことは考えてもらえないのか。

回答：施設改築工事の進捗状況も関係しておりますが、引き継ぎが1か月以上できる場合

は事業者と検討してまいります。また、第1野火止児童クラブには公営の職員もおりますことから、連携を図りながら、保育を進めていきたいと考えております。

4、運営内容について

(1)ボランティア活動の継続について青葉町学童クラブでは、子ども達の保育の補助をしてくれるボランティアの方々がいらっしゃいますが、民営化となった場合、継続して保育補助をして頂くことは可能でしょうか。ボランティアの方々の保育補助により、外遊びをのびのびとできる環境を得ることができておりますが、民営化後、ボランティアの方々の補助が不可となると、子ども達の体力・運動神経の低下が懸念されます。

回答：契約内容にガイドラインや厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針」・省令第63号の順守を盛り込みます。その中には「地域との連携」「関係機関との連携」と掲げられておりますので、継続してボランティアの方々の活動を受入れるようにしてまいりたいと考えております。

(2)見守りさんという年配の方々がいる学童もあるようで、ボランティアで下校時の付き添いや学童行事への参加・支援をして頂いてますが、民営化によってこのような活動が出来なくなることはありますか。年配の方々との触れ合いを通じて、子ども達は色々なこと（マナー・ルール、お年寄りをいたわる心）を学ぶ事が出来るため、このような交流が末長く続いていってほしいと願っております。

回答：上記（1）と同様です

(3)その他、青葉学童クラブの場合、災害時に避難所としてクラブが一般解放され、寸胴などのクラブ保有の備品も提供されると聞いておりますが、そういった機能は民営化した後も残るのでしょうか？

回答：児童クラブは、市避難所に指定されておりません。小学校が避難所となりますので災害時などに児童クラブの備品が必要であれば貸出せるよう要請いたします。

(4)地域との関わりを維持できなくなるのではないかと。地域の防災拠点としての機能を向上させる取り組みを実施しており、災害時の炊き出し設備の充実や地域合同の防災訓練を実施している学童もある。民営化された際にいままで同様の対応が出来なくなる恐れがある。また、児童が帰宅する際の見守りボランティアの方々との関わりが、これまで通り維持できなくなるのではないかと懸念もある。そのあたりへの配慮は何か考えているのか。

回答：上記（1）と同様です

(5)開所閉所時間の延長、長期休暇中の昼食の提供は、民営化後には対応してもらえるのか。

回答：ご要望の多い保育時間の延長につきまして、お願いしていきたいと考えております。また、その他のサービスについて事業者から自主事業として提案された場合は、採用し

ていくのかについては、慎重に検討する必要があると考えております。

(6)追加料金でもいいので、習い事を学童内で行うなどの付加価値はつくのか。

回答：上記（5）と同様です

(7)現在の保育の質を保つ具体的な対応、手立てはあるのか。

回答：ガイドラインや法令等については、保育の質の担保を目的に作られたものであり、この遵守を求めていくこととしています。

(8)民営化されて保育の質、カリキュラムの質が上がる具体的な手立てなどはあるのか。

回答：基本として、ガイドラインや法令等を遵守した運営を求めていくこととなります。質の向上については、どのようなサービスについて自主事業として採用していくのかについて、慎重に検討する必要があると考えております。

(9)保育時間の延長は可能なのか。

回答：（5）と同様です。お願いしていきたいと考えています。

(10)学童ごとに行事、保育料、保育時間、保育の質にバラツキが出てしまうのではないのか。

その懸念がないならばその理由を教えてください。

回答：現状についても行事などについては、それぞれの児童クラブの特色などを踏まえ独自の取り組みを行っています。保育料、保育時間については条例で定めたとおりの内容を基本と考えておりますが、自主事業として時間延長などの対応が可能なのであれば、それについてバラツキは発生する可能性はございますが、自主事業の実施については協議をしていただき、市の方で顕著なバラツキが出ないように調整する必要はありと考えております。保育の質についてはガイドラインの遵守を求めていきます。

(11)預かり時間の延長で、例えば朝8時から夕方18時までの預かりが可能か

回答：（5）の回答と同様ですが、今後の検討事項です。

(12)昼食の提供はできるようになるのか。

回答：上記（11）と同様です

(13)民営学童についても要望書の窓口は市としてもらいたいがどうか。

回答：事業運営に係る通常の要望などについては事業者への提出になると考えておりますが、学保連からいただく要望書については、これまでのとおり市でお受けいたします。

(14)長期休みだけでもいいので、学童に行けるようになるのいいのと思いますが、民営化することで何かそのあたりの手立てや見通しはあるのか教えてください。

回答：小学校が夏休みの一時預り（現在市が行っている）は、当該児童クラブの入会児童数の状況などにもよりますが、公営と同じように事業者との協議により決めていきたいと考えております。

(15)延長保育は確実に行ってもらえるかと約束は可能ですか。

回答：(5)と同様です

(16)民営化して、延長保育以外にも良いことがあれば、具体的にあげてほしい。

回答：今後、安定した児童クラブ事業を継続して運営できることが重要であると考えています。

(17)民営化にあたり、指導品質等の基準はもちろんのこと、それを監査する機関も設けることができるなら、とてもすばらしい事案になるのではと思料します。具体的な対応策などはありますか。

回答：第2野火止児童クラブの民営化は指定管理者制度の導入を検討しており、定期的な運営会議やモニタリングなどで対応してまいりたいと考えております。

(18)雨の日など室内遊びをするには学童は狭すぎるので、学校の空いている教室や図書館なども利用して保育をしてもらえるよう、業者に提案して頂きたいがどうか。

回答：小学校の都合や、学年により児童クラブへの登所時間の違いなど、対応は難しいかと考えられますが検討いたします。

(19)第二だけ民営化すると、保育時間に差があったり、おやつが違ったりしたら子供たちがどう思うかな、と心配しています。第1と第2とで、民間業者が入った場合、どこまでが同じ保育で、どこからが違う面が出てくるのか、具体的なところを教えてください。

回答：保育サービスについては、ガイドラインや法令等に沿った運営を行うことを求めることとなりますが、保育内容に大きな差が生じないように、第1野火止児童クラブと調整を図りながら、あまり差が生じないような保育をすることを求めています。（現在も、第1・2が別建てである児童クラブでは、おやつや事業（工作など）は同一ではありません。それぞれ指導員が計画した内容になっております。）どのようなサービスについて自主事業として採用していくのかについては、慎重に検討する必要があると考えておりますが、自主事業の実施についても対応していきたいと考えております。

(20)学校が休みの日だけ行けるとか、時間延長など保護者の意見がどのくらい採用されるか、民間業者ではどこまで対応してもらえるのか教えてください。

回答：(5)と同様です。自主事業を採用していくのかについては、慎重に検討する必要があると考えております。

(2 1)長期休暇の際の給食の外注は可能か。

回答：(5)と同様です

(2 2)従来の公設公営に無い自主事業サービスを求めるには、どのような手順を踏むのか。

(事業者と父母会の直接交渉によるのか、それとも間に市が入るのか、そのサービスを受けるための追加費用を決めるのはどこに決定権があるのか、等)

回答：事業者の自主事業になると考えられますが、自主事業の実施は、事前に市と協議をすることになると考えられます。費用などについてもこの中で決定していくものと考えております。

5、保育料について

(1)民営化によって、保育料はどの程度増減しますか？

回答：児童クラブ費は、公営と同額として考えています。

(2)保育料・そのほかのサービスの料金はどこへ支払うことになりますか。保育料(5500円)は一旦市に振り込み、市より指定管理者に支払われるのでしょうか。市への振り込みは手数料がかかりませんが指定管理者への支払いについて半年支払い、月払い、手数料などがどうなるか今後明確に教えていただけることは可能でしょうか。

回答：児童クラブ費は、従前のおりです。その他の自主事業について支払いが発生する場合は、支払い方法、支払いに関する手数料などについて、事業者との協議が必要になると考えています。

(3)延長などが行われる場合は別請求でとありますが、保育園では現金でのやり取りでしたが、指定管理者の場合はどのようになると予測されますか。保護者が児童クラブへ行くことが難しく児童に持参となると学校へ持たせるということではできないと考えます。任期が切れる5年毎に支払い方法が変わるのも保護者にとっては非常に負担です。

回答：事業者からの提案について、保護者の方のご意見を聞きながら、市と事業者において協議したいと考えています。

6、民営化の理由について

(1)民営化のメリットとして、「事業者の自主事業実施によるサービスの拡充が得られる」とありますが、具体的にどのような自主事業サービスが発生するのですか。

回答：市としては、保護者からご要望の多い時間延長をお願いしたいと考えております。

(2)民営化にあたっての市の予算取りは決まっているのか。従来の公設公営で運営されている児童クラブ1ヶ所の予算に対し、民営化される児童クラブの予算は増える or 減るのか、の試算はされているのですか。

回答：民営化を考えるにあたり、現在かかっている予算を参考にする必要があると考えております。しかしながら、受け入れ人数が違うことや、公営によってかかっている費用すべてが必要となるのかなどを細かく精査する必要があるため、既存予算に対する増減について現状では算出できておりません。

(3)民営化のメリットを教えてください。予算の削減が主でしたら子育て支援や働く女性を応援するという国の政策と真逆な事業だと思う。そうでないとしたらなおさらメリットを教えてください。

回答：今回の民営化については、安定した児童クラブの運営の継続が主な理由であります。メリットにつきましては、第1回検討会資料にありますように、指定管理者制度を導入し、自主事業（保育時間延長）実施によるサービスの拡充と考えているところであります。

(4)人の命を預かる仕事を委託や民営化にし、質が悪くなった場合、危険にさらされるのは子供たちとなるのが心配である。質が悪くならないという理由を教えてください。

回答：保育の質の確保については、ガイドラインや法令等の遵守を求めています。保育等に改善が必要な事象が生じた場合は、運営会議などにおいて事業者に改善を求めてまいります。

(5)市の教育委員会や小学校は放課後のありかたについて口を出すのに、学童だけ民営化にして外部委託とする理由がわかりません。理由を教えてください。

回答：懇談会（5/14）、第1回検討会（5/21）でも申し上げましたが、今後安定した児童クラブの運営を継続していくために、民営化は喫緊の課題であり今回モデルケースとして建て替えの時期もあり、第2野火止児童クラブの民営化の検討を進めております。ご理解とご協力をお願い致します。

(6)29年4月からの実施の話を市がこれまでしてこなかったのは誠意がないと思う。もっと以前から決まっていたはずのことを、これまで告知してこなかったのは議論をさせないためかとも考えてしまうがどうか。そうでないならば、1年や2年先延ばしできちんと議論させてもらえないのか。なぜこんなに急に決まったのか、建て替えはもっと以前に決まっていたはずだが何故か。

回答：第2野火止児童クラブの民営化の検討については、丁寧な対応をしており、今後も皆さんの意見を伺いながら誠意をもって進めてまいりたいと考えております。

(7)民営化対象児童クラブについて

今回、建直しをきっかけに野火止第二児童クラブが民営化の対象となっているようだが、第一、第二とある児童クラブで児童数も多い児童クラブで民営化を発足させるリスクの大きさを、市はどのように考えているのか？ 単独の児童クラブ、小規模児童クラブ、

そのようなクラブで民営化の職員と正規職員と 1 年程度の平行保育が必要だと思いがそのあたりの検討はしたのか伺いたい。

回答：改築し施設が新しくなることも今回の理由であり、既存の古い施設では民営化の前に、施設の改築などの課題があり、改築というタイミングが最良と判断いたしました。また、保育の引き継ぎについては 1 カ月でしっかり行えるよう最善を尽くしてまいります。

(8)民営化で得られる市のメリットが不透明

財政難から児童クラブに白羽の矢が立ち、指導員を減員させ、民営化まで進める今回の方向にやはり保護者として納得ができません。指導員の定年退職者分の補充はなく、配置見直しをして新規採用数職員は別課に配属されていることもあるのかもしれないがのだと思いますが、児童課の優先度は低く、市としては指導員は代替えの民営化にすがるべいいという安易な考えがあるように思います。いかがでしょうか。

回答：1（11）と同様です。

(9)民営化でどれだけ財源が浮くのか、市にどれだけメリットがあるのか、概算は出ているようですが、その内訳も数値ひとつでとても不透明です。影響を受ける保護者に納得いくようなアウトプットをお願いしたいが、どうでしょうか。

回答：財源的なメリットについてお出ししたことはありません。今回の民営化の大きなメリットは安定的な児童クラブ運営であると考えています。

(10)民営化について

大多数の保護者は東村山の児童クラブの質が高いから東村山市に住んでいるわけではありません。ただ、保育の環境が現状システムであっただけであり、既に民営化が採用されていたのであればそれに倣って保育をお願いしているとお思います。

しかし、現状の東村山市の保育(指導員)の質は高く、保護者は満足しています。だからこそ、このままお願いしたいという願いがあります。

民営化についてすべてを否定しているわけではありません。保育時間の延長、お弁当の手配、中抜け、塾への送迎など魅力もあります。選択型になることは時代に沿っており、むしろ良いことだと感じます。

ただ、現状公設公営から民営化に変換となると、あまりにも準備ができていないと感じざるを得ません。また、将来は全クラブが民営化となるのも問題であると考えます。

よって、公設公営からの民営化ではなく、児童クラブの不足している場所には民営事業が参入し児童クラブを追加することが最善であると考えますがそのあたりの検討はしたのでしょうか。

働く保護者と市との間で協議し、構築していくことはとても難しいことだと思いますが、児童の為、保護者の為、市の為にも時間をかけ、失敗のない民営事業の参入が出来ればと思います。

回答：今回の民営化の大きな目的は、現在のままの状態でも運営した場合、嘱託職員化が進

みますが、その嘱託職員の任用について、募集に対する応募状況が多くないため、人員の確保がままならないことがあり、これに対し、民間活力を入れ、児童クラブの安定的な運営をしていくこととしております。いただいたご意見につきましては、今後の待機児対策の1つの方法として検討することになると考えています。

7、保護者会について

(1)今まで培ってきた保護者と学童の関係性の維持について、何か手立てを考えているのか。

回答：ガイドラインには地域との連携や保護者会・父母会の事業参加についても記載されています。これまでの保護者の皆さまとの関係を継続することができるよう、ガイドラインの順守を求めていきたいと考えております。

(2)父母会主催で行われている行事を、学童が主体になって行ってくれることは可能なのか。

回答：父母会活動と児童クラブ事業は、別物と認識しております。父母会行事は父母会で実施されるようお願い致します。

(3)保護者会組織は市としてどのように考えているか。保護者会は第一と第二に分かれるのか。

回答：保護者会組織については、任意の組織と認識しておりますが、第2野火止児童クラブの保護者会は従前のおり変わらないものと考えています。

(4)保護者会主催の行事対応はどうなるのでしょうか？ 今までどおり、職員の協力は期待してよいのか。

回答：ガイドラインには保護者会・父母会の事業参加についても記載されています。これまでの保護者の皆さまとの関係を継続することができるよう、ガイドラインの遵守を求めていきたいと考えております。

(5)公設公営同様の保育実施をするにあたり第一野火止児童クラブの職員と連絡調整とあります。現在野火止児童クラブには保護者会がありますが民営時には保護者会は第一と第二に分けることになるのでしょうか、現在、市への要望書なども出していますがこのような要望を取りまとめ、市からの指導が可能な契約でしょうか

回答：父母会については(3)の回答と同様です。要望事項については、改善を求めることができるようにしてまいりたいと考えております。

(6)ガイドラインでは、保護者会がある事が前提であり、保護者会行事へ参加も行うとありますが指定管理者側の協力も同様に、行事参加が可能と考え良いのでしょうか

(例：行事への参加、実行委員会との行事打ち合わせ、児童との行事に向けての練習)

回答：そのようにしてまいりたいと考えております。

(7)保護者行事での事故に伴う保険については、預かり児童に対しては今までは保険がきいていましたが（泊はNGでしたか？）、今後同様な保険での契約をすることも選定条件に入っていますでしょうか？

回答：保護者会行事時の事故対応は、保護者会にお願いしております。児童クラブ保育中の保険は公設公営と同様の保険内容としていただくようにしてまいりたいと考えております。

8、入所基準について

(1)障害児の受け入れについて心配がある。同じ障害児でも、手の掛かる子は受けたくないのと、民営だとあからさまに断ってくる事例を他の市でよく聞きます。公営は民営よりそこは手厚いのは事実で、重度の子は公営に集まってくる現状があります。数値の上ではガイドラインで決められているし、決まった枠は埋めてくれると思いますが。そのあたりの具体的な対応策はあるのか。

回答：入会基準は従来通りで、公設同様の対応を考えております。

(2)障害児枠が最低でも今より減らない保証はあるのでしょうか？

回答：これまでと同様となります。

(3)民営化になっても、入所の審査基準は変わらないのか。

回答：変わりません。

(4)民営化で6年生までの対応は今まで通りなのか。

回答：同様です。

(5)受け入れ人数を増やしてもらうことはできるのか。せめて待機児童の解消はしてほしいが可能か。

回答：第2野火止児童クラブは改築により、10数名の増員となります。

9、業者の選定について

(1)基準の設定が難しいですが、ある程度柔軟な対応が可能なことも、条件として頂きたいです。（例えば、保護者主催のイベントへの可能な範囲での支援、悪天候時の開錠時間前の児童受け入れなど）そのあたりの対応はどのようにお考えでしょうか。

回答：保育については、ガイドライン他法令等で基準を設けておりますが、その他については書面での協定になります。

(2)運営主体の選定にあたっては5年以上の確約をとることはできないのか。

回答：当市の指定管理者制度検討会報告書においては、「長期間の指定を行うことは避ける」や「極端に短い期間での指定は行わない」としており、「指定期間は原則として5年が適当

である」とされています。

(3)実績やロコミ的なものが好評価なところを選定したい。安かろう、悪かろうは避けてほしい。プロポーザルの際に、その点のところもわかる資料の収集もしてもらえるのか。

回答：市指定の判定様式で選定いたします。また、プロポーザル方式の場合は入札額のみでの選定はいたしません。

(4)プロポーザル方式で業者が選定されるそうですが、全評価項目、各評価項目における評価点、評価委員の肩書・氏名など調達手続についての情報を可能な範囲で提供される予定はありますか。

回答：市の規定において、情報の公開をしまいにあります。また、委員の氏名については、市職員以外の方の公表は考えておりません。

(5)メリットに掲げている『安定運営が確保される』の根拠はどのあたりにあるのか。デメリットに『事業者の経営基盤が脆弱な場合は、不安定な運営になる可能性がある。』と記しているように、安定した運営が確保される保証はなく、むしろ心配しかたない。事業者の選定は市、保護者共にとあるが、他市での経験や実績などを見て判断するのであると思うが、見極める力があるのか不安があると思うがどうか。

回答：経営実績や財務関係書類、プロポーザルなど多角的にプロポーザル選定委員会で選定いたします。

10、その他

(1)先生の変更以外に他に子供たちの身になにか起こりますでしょうか。

回答：回答できません

(2)万が一責任問題があった場合の責任の所在はどのようにするのか。市に監督責任というものはあるのか。

回答：地方自治法第244条の2第10項には、「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」と規定されており、市は指定管理者に対して監督責任があるものと考えております。

(3)民営化した場合の運営の責任の所在はどうなるのでしょうか。全ての責任は業者にあるのか。

回答：上記(2)と同様です。

具体的な責任の分担について、今後協定書の中で定めていくものと考えております。

(4)民間の事業者が急に閉鎖することになった場合、どうするのか。突然閉鎖しないために対策や補助のようなものはあるのか。

回答：事業者が保育の継続が出来なくなった場合は、公営施設から職員を集め、通常保育に支障が無いように対応致します。補助については考えておりません。

(5)移行後に、例えば年間ごとに公設民営方式のメリット、デメリット等について情報提供される予定はありますか。

回答：毎年公表していくことは特に考えておりませんが、今後、職員の退職に合わせて、他の児童クラブにおける民営化について考えていく必要があると考えておりますことから、このあたりの分析などは行っていきたいと考えております。

(6)有事の際、最近では学校に 爆発物を置くなどの怪文書がありましたが、その場合の指示系統についての基準を指定管理者と取り交わしが可能となっているのでしょうか。情報が遅く対応に差が出るということは起きませんか

回答：公設公営と同様の対応をいたします。

(7)学校より児童を通して月の行事日程（下校時刻などが分かるよう）の書かれたプリントが児童クラブにも行くように富士見児童クラブには連絡袋がありますが、民営化になった場合には同様に行うことが可能でしょうか。それとも、保護者が児童を通して綿密に連絡を取って行かないと難しくなるのでしょうか。

回答：現在、野火止小学校からお便りなどの情報提供をいただいておりますが継続してまいります。

(8)指定管理者が万が一、当児童クラブまたは別の事業にて大きく問題（事故、事件）を起こした場合、また、倒産などが起き、児童クラブの運営を急に行えなくなった場合について市から指導員を派遣して翌日以降も保育が可能な状況を維持をすることが可能な計画案はお持ちですか。

回答：(4)と同様です

(9)保護者の反対を押し切ってまで民営化はしない、という市からの発言が本年2月の懇談会の席上でありました。その発言もあることから、民営化検討会にも学保連は参加しています。この点について民営化検討会やプロポーザルなどを通じて、保護者の反対が強い場合には民営化はしないと考えています。再度確認させてください。

回答：懇談会（5月14日）また、検討会（5月21日）を終えて、保護者の方からもある程度のご理解をいただいたと感じております。民営化する理由のとおり、今後の安定した児童クラブ運営の継続の為、ご理解をお願い致します。

(10)第1回目の検討会の際に、この場は民営化の是非を検討する場ではない、という発言

がありました。民営化は保護者と話し合いながら進めていく、という考え方ならば、民営化の検討会の前、あるいは民営化の検討会の途中や後に、是か非かの話し合いの場を持つのが筋です。話し合いには当然、是か非も含めないと話し合いにはなりません。市の態度は、話し合いをする、と言いながら、民営化する、しないのところは、話し合いはしないさせない、という態度だと感じます。そのあたりの市の考え方を教えてください。

回答：(9)と同様です

(1 1)5月の懇談会での市長の説明では、職員が集まらないことから民営化止むなし、ということでした。市では正規職員は採用しない、嘱託職員の給料は上げることはできない、と言っていますが、これでは職員が集まらないのは市が集まらないようにしているから、というのが率直に思うところです。逃げ場をふさいでおいて、がんじがらめにしていると感じます。市は、そのあたりどう考えるか教えていただきたい。

回答：決して自らふさいでいる訳ではなく、現状の制度の中で出来ることを優先しております。ご理解・ご協力をお願い致します。

(1 2)子育て世代を助けていく補助が出るのか教えてください。

回答：今回の第2野火止児童クラブの民営化に関わる質問ではないと考えることから、回答はできません。

以上